

重要事項説明書

短期入所生活介護事業所 短期入所生活介護（空床型）

当事業所「こじか荘」は介護保険の施設として指定を受けています。

広島県指定 第3474800194号（平成12年3月16日）併設型

広島県指定 第3474800343号（平成16年12月1日）空床型

当事業所「こじか荘」のサービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ともえ会 |
| (2) 法人所在地 | 広島県三次市栗屋町11664番地 |
| (3) 電話番号 | 0824-62-1210 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 添田 龍彦 |
| (5) 設立年月日 | 昭和48年11月7日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) サービスの種類 | 指定短期入所生活介護（併設型）
指定短期入所生活介護（空床型） |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法令に従い、ご利用者とその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に短期入所生活介護サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | こじか荘 短期入所生活介護事業所（併設型）
特別養護老人ホームこじか荘（空床型） |
| (4) 事業所の所在地 | 広島県三次市吉舎町敷地 10068 番地 5 |
| (5) 電話番号 | 0824-43-3117 |
| (6) 事業所管理者 | 所長・施設長 糸原 征司 |
| (7) 運営方針 | 適切な技術と優しさをもって介護サービスを提供します。
ご利用者の個々の希望を最大限にお受けします。
地域や利用者の福祉ニーズに最大限お答えします。
ご利用者の生き甲斐を提供します。 |
| (8) 開設年月日 | 昭和60年4月1日 |

(9) 営業日及び時間

○営業日 年中無休

○受付時間 月曜日～日曜日 8時15分～17時15分

(10) 利用定員 併設型 4名(介護予防サービスを含む)
空床型 特別養護老人ホーム50名の空床部分

(11) 通常の事業実施区域 三次市(布野町・君田町・作木町・三和町・甲奴町を除く)

(12) 施設の設備

居室 2人部屋	3室	平均18、80㎡
4人部屋	12室	33.5㎡ (内短期 1室:33.55㎡)
機能訓練室	1室	45㎡
食堂	1室	206.06㎡
医務室	1室	12.5㎡
一般浴室	1室	17.5㎡
機械浴室	1室	27.5㎡
静養室	2室	33.42㎡ (ベッド4台配置)
		17.5㎡ (ベッド2台配置)
面接室	1室	17.5㎡
トイレ	4ヶ所	
事務室		32㎡
その他	職員室、洗濯室、倉庫、リネン室等	

※居室の基準の広さは収納設備を含め1人当たり 10.65㎡

※建築延べ床面積 2003.7㎡

(13) 職員配置の状況(利用者の数:介護職員+看護職員の数=3:1)

職種	配置基準	配置人数	勤務形態	勤務時間
施設長(管理者)	1人	1人	常勤・同一敷地内の 他の事業所と兼務	8:15～17:15
次長	必要数	1人		
事務員		1人		
生活相談員	1人	1人	常勤・短期入所と兼務	8:15～17:15
管理栄養士	1人	1人	常勤・短期入所及び通所 介護と兼務	8:15～17:15
調理員	必要数	5人	常勤・短期入所及び 通所介護と兼務	早出 6:00～15:00 日勤 8:15～17:15 遅出 10:30～19:30
介護士 (介護職員)	18人	25人 (23.9人)	常勤 20人 非常勤 2人	早出・宿明け・日B 7:00～16:00 日勤介護士・宿・日A 8:00～17:00
	16人	22人 (20.9人)	短期入所と兼務	
看護師・准看護師 (看護職員)	2人	3人 (3.0人)	常勤 3人 短期入所及び通所介護と 兼務	日勤看護師・介護士 8:15～17:15 遅 10:00～19:00 才AB 10:30～19:30 夜勤 16:15～9:45
機能訓練指導員	1人	1人	常勤・短期入所と兼務	8:00～17:00
医師	1人	1人	非常勤	13:00～16:00 1週3日、随時

※配置人数の下段又は後ろの()内は、1カ月当たりの常勤換算方法による人数。

3. 提供するサービスと利用料金

◇サービスの概要

①介護

- ・適切な技術と優しさをもって必要な介護サービスを提供します。
- ・ご利用者の心身の状況にあわせ自立支援を踏まえた支援を行います。
- ・褥瘡が発生しないよう、適切な介護を行います。

②食事

- ・管理栄養士が立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況や嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・嚙むことや飲み込むことが難しい方にも、食事の形態をやわらか食やプルプル食等食べやすいように工夫して提供します。
- ・療養食も提供します。但し、医師の指示が必要です。(療養食加算があります)
- ・ご希望により外食も準備できます。但し、別途ご負担をいただきます。
- ・ご利用者の自立支援のために離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、ご希望の場所でとっていただくこともできます。
- ・食事開始時間は朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食18：00～となっておりますが、一斉開始ではありませんのでご自由に食堂に来ていただけます。また、個別の事情により、食事開始時間の変動がある場合もあります。
- ・ご希望により夕食時のみお酒等のアルコール類の提供も可能ですが、医師の許可及び実費負担となります。施設で保管管理いたします。

③おやつ

- ・食事とは別に午前・午後それぞれ飲み物等のおやつをお出しします。
- ・希望、必要に応じてお茶などの水分を提供します。(定時補給は10:30～・19時～)
- ・面会時には、食べ物の持ち込みは控えてください。特に、生ものの持込は禁止しています。食中毒のまん延にご協力下さい。また、面会中に飲食された場合は、お近くの職員へお知らせ下さい。お菓子など持参された場合も、お知らせ下さい。職員の方で預からせていただき、ご希望時や毎朝、10:30頃からお配りします。

④入浴

- ・入浴を週2回行いご利用者の清潔保持に努めます。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を利用して入浴できます。

⑤排泄

- ・排泄の自立を促すため、身体能力を最大限に活用した援助を行います。
- ・ストーマをご使用の方や導尿の必要な方もご利用できます。
- ・おむつ類のご利用は基本料金に含まれています。(ご持参は不要です。)
- ・ポータブルトイレの使用等自立に向けた支援に努めます。

⑥機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の意志の基に身体状況等に応じて、日常生活に必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

⑦口腔衛生

- ・口腔内を清潔に保ちます。義歯を装着されている方は、食後義歯の洗浄・消毒を行います。

⑧健康管理、薬剤管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。
- ・看護職員が脈拍、血圧、体温を測定して健康状態を調べます。
- ・内服薬等の薬剤については、看護課長の責任の下に、看護職員が管理します。

⑨レクリエーション等の活動

- ・ご利用者の心身、健康の状態や趣向に応じ又ご希望により、レクリエーション書道・生け花等に参加して楽しんでいただきます。
- ・四季の行事を取り入れる等、暮らしに変化や潤いを提供します。

⑩他の自立支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・一日の生活の流れに離床、整容等の援助を行い生活にメリハリをつけます。
尚、起床時及び就寝時に着替える支援は行っていませんが、汚れたらその都度着替えの支援を行います。

⑪誕生会の開催

- ・ご利用者のお誕生日にお誕生カードをお贈りします。

⑫複写物、証明書の発行

- ・ご利用者のみなさまはサービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。
- ・又コピー等の複写物をご希望の場合は発行します。
(但し、1枚につき10円のご負担をいただきます)
- ・事業所の証明書をご希望の場合には発行します。また、郵送を希望された場合も郵送いたします。(但し、1通につきそれぞれ実費相当額のご負担をいただきます。)

⑬車両による送迎

- ・家庭への送迎を行います。
(但し、時間は8:30~17:00の間とし、一部ご負担をいただきます。)
- ・歩行の困難な方、寝たきりの方でも安心してご利用いただけるよう、介護職員等が付き添います。
- ・警報、特別警報発令時の送迎については原則中止となっておりますが、状況を勘案してご相談させていただきます。

⑭衣類の洗濯

- ・ご着用の衣類の洗濯、乾燥を行います。(毛織物・厚手の物・、特殊な物は除く)

⑮寝具の提供

- ・寝具は業者と契約リースをしていますので、無料でご利用いただけます。
- ・定時のリネン交換をし、必要に応じて随時交換を行います。

⑯施設利用中の医療の提供

- ・まずは、ご家族に連絡し、かかりつけ医に連絡を取らせていただきます。
- ・状態によっては、星田医院の医師の診察を受けることができます。
(医療費のご負担をいただきます。)

⑰施設内の購買

- ・毎週定期にお菓子や雑貨の施設内購買をご利用できます。
尚、居室棟、ベッドにて自己での金銭管理は禁止しています。おこづかいを持つことを希望される場合は、こじか荘事務所で預からせていただきます。

⑱電話のご利用

- ・利用者へのお電話を取り次ぎます。
- ・施設内の公衆電話もご利用いただけます。その場合、テレホンカードが必要です。

⑲信仰に関するものの持ち込みの制限はありません。

⑳喫煙・飲酒について

- ・敷地内での喫煙はできません。
- ・飲酒については、施設で管理させていただき、夕食に付けさせていただきます。
また、その都度、状態に合わせてご相談させていただきます。

㉑ご利用中のご様子（介護面・看護面及びレクリエーション、行事への参加等）については、「短期入所生活介護連絡簿」に記入して、ご利用の退所時にご報告させていただきます。

㉒マスクについて

- ・感染症予防の目的や咳・くしゃみ等の症状がある方は、マスクをご持参ください。
- ・マスクがお入り用の場合は、申し出ください。
(マスク1枚につき10円のご負担をいただきます。)

㉓テレビ設置利用料について

- ・居室にてテレビの視聴が出来ますので、希望がありましたら申し出ください。
利用料として視聴時間に関わらず1日当50円をご負担いただきます。支払いは、月まとめて介護サービス利用料と一緒に徴収させていただきます。

テレビ設置利用の希望の意向確認

- 希望します。
- 希望しません。

4. サービスのご利用料金（1日あたり） 介護保険負担割合証による負担が1割の場合

要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料金		596円	665円	737円	806円	874円
加算項目	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円				
	夜勤職員配置加算（Ⅲ）	15円				
	看護体制加算（Ⅲ）イ（併設型）	12円				
	看護体制加算（Ⅳ）イ（併設型）	23円				
	看護体制加算（Ⅰ）（空床型）	4円				
	看護体制加算（Ⅱ）（空床型）	8円				
	機能訓練指導体制加算	12円				
	送迎加算	片道184円				
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	加算率3.3%				
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	加算率2.7%				
	療養食加算	8円 一食(回)（該当者のみ）				

サービスのご利用料金（1日あたり） 介護保険負担割合証による負担が2割の場合

要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料金		1,192円	1,330円	1,474円	1,612円	1,748円
加算項目	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44円				
	夜勤職員配置加算（Ⅲ）	30円				
	看護体制加算（Ⅲ）イ（併設型）	24円				
	看護体制加算（Ⅳ）イ（併設型）	46円				
	看護体制加算（Ⅰ）（空床型）	8円				
	看護体制加算（Ⅱ）（空床型）	16円				
	機能訓練指導体制加算	24円				
	送迎加算	片道368円				
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	加算率3.3%				
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	加算率2.7%				
	療養食加算	16円 一食(回)（該当者のみ）				

◇原爆手帳を持っておられる方は、1割または2割の自己負担部分が原爆の公費より補助されます。

- ◇介護保険負担割合証による負担が3割の方は別にご説明します。
- ◇介護保険の給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。
- ◇ご利用者様に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については料金表と異なることがあります。
- ◇介護保険対象外の利用料金は、別表Ⅰのとおりご負担いただきます。

加算項目と内容

加算項目	加算内容
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士の資格保有者が介護福祉士80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上。
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	夜勤帯に介護職員または看護職員を基準以上に配置している施設の加算 看護職員または、喀痰吸引等の実施ができる介護職員の配置
看護体制加算(Ⅲ)イ(併設型)	常勤の看護師を1名以上配置している施設であり、中重度受け入れ要件に該当する施設の加算
看護体制加算(Ⅳ)イ(併設型)	看護職員を基準以上に配置しており協力病院との24時間連携体制を確保している施設であり、中重度受け入れ要件に該当する施設の加算
看護体制加算Ⅰ(空床型)	常勤の看護師を1名以上配置している施設の加算
看護体制加算Ⅱ(空床型)	看護職員を基準以上に配置しており協力病院との24時間連携体制を確保している施設の加算
機能訓練指導体制加算	同意のもと、個別機能訓練計画書を作成し、計画的に訓練を行った場合に加算
送迎加算(該当者のみ)	利用者の心身の状況、家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、原則として、送迎車により利用者の居宅まで個別に送迎する場合について加算。
介護職員処遇改善加算Ⅲ 総単位数×3.3%	要件に適合した施設の加算(介護職員の職責や職務内容を定め介護職員への周知、介護職員の資質向上計画、研修の実施、賃金改善等)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)加算率2.7%	介護福祉士の配置要件、職場環境改善や資質の向上等々の取り組みをした上で、介護職員の安定的な賃金改善を目的とする加算
療養食加算(該当者のみ)	医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行われた方に加算(一食毎)

5. 利用料金のお支払い方法

◇サービスご利用月の翌月の末日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

(1) ゆうちょ銀行の口座から口座振替（手数料10円はご負担いただきます）

口座振替日（引き落とし日）について

毎月25日に、前の月の料金を引き落しいたします。引き落とし日が土日祝日等の場合は、翌営業日になります。残高不足等で引き落とし不履行となった場合は、翌月5日に再度引き落しいたします。

(2) 窓口または送迎時に現金でお支払い

(3) 銀行口座へ振り込み

①ゆうちょ銀行

記号 15100

番号 61063701

名義 社会福祉法人ともえ会

②広島銀行

支店名 十日市支店

口座名義 社会福祉法人ともえ会

こじか荘短期入所生活介護事業所 所長 いはらせいじ 糸原征司

口座番号 普通 3208571

6. 面会・外出への支援について

- ・令和2年7月より、新型コロナウイルス等の感染症予防対策の為、面会は「窓越し面会」とさせていただきます。
- ・面会可能な曜日：月曜日～金曜日
- ・時間：15：00～17：00、1家族10分程度
- ・一日2家族まで（要予約）。事前に電話にて面会日時の予約をお願いします。

《感染症対策予防対策が解除された場合》

- ・いつでもご自由にできます。但し、18:00には表玄関を施錠しますので、それまでに面会が終了されますようにお越し下さい。
- ・面会前に、事務所受付前の面会簿に必ずご記入ください。
- ・外出はいつでもご自由にできます。食事の停止がある場合は、お早めにお申し出ください。尚、警報、特別警報発令時の外出については原則中止となっておりますが、状況を勘案してご相談させていただきます。

7. ご利用の中止、変更

ご利用者の都合により、ご利用を中止したり、変更したりすることもできます。

8. 秘密保持

- (1) 業務上知り得たご利用者、または、その家族の秘密を厳守します。
- (2) 業務上知り得たご利用者、または、その家族の秘密が漏れることがないように、管理を徹底します。

- (3) ご利用者、または、その家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者、または、その家族からの同意をいただき配布します。

9. 苦情処理

提供したサービスに係る苦情について、迅速かつ適切な対応に努めます。苦情処理の具体的手順については、別紙Ⅱのとおりです。

10. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、関係居宅介護支援事業所及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を補償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。
- (3) 面会時には、食べ物の持ち込みは控えてください。特に、生ものの持込は禁止しています。お菓子など持参された場合も、お知らせ下さい。職員の方で預からせていただき、ご希望時や毎朝、10:30 頃からお配りします。
特に、誤嚥・窒息の危険のある食べ物《硬いお菓子・水分のない食品（例えば、パンやカステラ等）・大きな飴・硬いゼリー類（こんにゃくゼリー等）》などは危険ですので、職員で預からせていただきます。但し、ご本人・ご家族の希望で自己管理されている場合は、(2)についてはこの限りではありません。
- (4) 事故が発生した場合には、その原因の解明に努め、再発防止のための対策を講じます。

11. 見守りカメラを設置

新規利用で状態把握をする必要が高いご利用者、転倒リスクが高いご利用者、今までと様子が変わってきて、細心な注意が必要なご利用者、重篤な状態のご利用者の方には、事故防止や状態把握を目的として見守りカメラを設置します。

尚、該当される場合は、事前にご説明を行い、同意をいただきます。

12. 損害賠償

サービスの提供に当たってご利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合はその損害を賠償します。

但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

13. 感染症対策

施設において感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じます。

面会時には、食べ物の持ち込みは控えてください。特に、生ものの持込は禁止しています。食中毒のまん延にご協力下さい。また、面会中に飲食された場合は、お近くの職

員へお知らせ下さい。お菓子など持参された場合も、お知らせ下さい。職員の方で預からせていただき、ご希望時や毎朝、10:30 頃からお配りします。

14. 非常災害対策

- (1) 施設は消防計画等の災害計画に基づき、避難・救出訓練を行います。
- (2) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を備え、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員に通知します。
- (3) 警報、特別警報発令時の送迎については原則中止となっておりますが、状況を勘案してご相談させていただきます。

15. サービス提供記録の開示について

介護及び看護の記録などサービス提供記録については、ご希望に応じて開示いたします。その際には「情報提供申出書」に記入して提出していただきます。

別表Ⅰ 介護保険対象外（自己負担）の利用料金

自己負担内容	単位	単価	ご負担いただく要件
複写物	1枚	10円	コピーを発行した場合
郵送料	1通	実費相当額	郵送した場合
交通費	1km	30円	実施地域を越えた地点から 路程1km当たり30円
マスク	1枚	10円	
テレビ利用料	1日	50円	視聴希望された場合
その他		実費相当額	各種証明書、写真、福祉用品をご希望の場合等

食費・居住費の負担額（第1～3段階は補足給付の申請をされて認定された方）

負担段階	判定基準		負担額（日額）	
	対象者	預貯金額	滞在費	食費
第1段階	老齢福祉年金の受給者 生活保護受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	0円	300円
第2段階	本人年金収入等が 80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	370円	600円
第3段階	① 本人年金収入等が 80万円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	370円	1,000円
	② 本人年金収入等が 120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	370円	1,300円
第4段階	上記以外の方		855円	1,445円 朝食：293円 昼食：576円 夕食：576円

※食費と滞在費に対して所得要件と資産要件に応じて負担が軽減されます。

申請して認められると、「介護保険負担限度額認定証」が交付されますので、サービスを利用されるときに1～3段階の方は提示してください。

別紙Ⅱ

ご利用の皆様へ

特別養護老人ホーム こじか荘
こじか荘短期入所生活介護事業所
施設長（所長） 糸原 征司

苦情解決に向けて（お知らせ）

社会福祉法第82条の規定により、特別養護老人ホームこじか荘及びこじか荘短期入所生活介護事業所が提供する福祉サービスに対する苦情に対処するため、次のとおり苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を定めています。

なお、苦情解決の方法は、4のとおりです。

1 苦情解決責任者

事業所	氏名	職名
特別養護老人ホームこじか荘 こじか荘短期入所生活介護事業所 TEL 0824-43-3117	糸原 征司	施設長(所長)

2 苦情受付担当者

事業所	氏名	職名
特別養護老人ホームこじか荘 こじか荘短期入所生活介護事業所 TEL 0824-43-3117	稲田 かおり	次長
	相談受付 岸本 裕子	介護部長

3 第三者委員

氏名	電話番号
山崎 訓子	(0824)43-3654
近藤 幸恵	(0824)63-7812

4 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告いたします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 都道府県運営適正化委員会等の紹介

本事業者で解決できない苦情は、別紙「苦情処理機関一覧表」に掲げる機関に申し立てることができます。

苦 情 処 理 機 関 一 覧 表

(機 関 名)	広島県社会福祉協議会（運営適正化委員会）
(住 所)	広島市南区比治山本町12-2
(電 話 番 号)	(082) 254-3419
(ファックス)	(082) 259-6161
(機 関 名)	広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課
(住 所)	広島市中区東白島町19番49号「国保会館」
(電 話 番 号)	(082) 554-0783
(ファックス)	(082) 511-9126
(機 関 名)	三次市福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係
(住 所)	三次市十日市中二丁目8番1号
(電 話 番 号)	(0824) 62-6387
(ファックス)	(0824) 63-6285
(機 関 名)	各市町村（保険者）

※連絡先等については、事業所の苦情受付担当者へお気軽にお尋ねください。

こじか荘の指定短期入所生活介護事業所及び特別養護老人ホームこじか荘の空床型利用による、短期入所生活介護サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

こじか荘
説明者職氏名

印

私は本書面に基づいてこじか荘の職員から重要事項の説明を受け、こじか荘の指定短期入所生活介護事業所及び特別養護老人ホームこじか荘の空床型利用による短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者住所

氏 名

印

(代人) ご家族住所

氏 名

印